

# 令和5年度新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業補助金実施要領

## 1 趣旨

本事業では、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療提供体制の整備等の取組を支援することとし、予算の定めるところにより、新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業補助金を交付するものである。

その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）、その他の法令等の定めによるほか、長崎県新型コロナウイルス感染症医療体制等緊急整備事業補助金実施要綱（以下「実施要綱」という。）、「新型コロナウイルス感染症重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関について」（令和2年6月16日事務連絡厚生労働省健康局結核感染症課通知）及びこの実施要領の定めるところによる。

## 2 目的

新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定する医療機関である重点医療機関に対して、空床確保のための支援などを行うことにより、患者受入体制を整備することを目的とする。

## 3 事業者

県が定める重点医療機関の指定の方針により、県が「新型コロナウイルス感染症重点医療機関」（以下「重点医療機関」という。）と指定する医療機関

## 4 事業の内容

県が指定した重点医療機関に対して、新型コロナウイルス感染症患者専用の病床（稼働病床）が空床となった場合に、空床確保に要する費用を支援する。併せて、専用病棟化のために休床とした病床（休止病床）についても、同様の支援を行う。

## 5 実施期間

令和5年5月8日から令和5年9月30日まで

## 6 補助条件

- (1) 県の要請に基づき確保した病床のうち、重点医療機関の指定を受けた期間の病床確保料が補助の対象となること。なお、重点医療機関の指定及び解除については、県

が書面で通知する。

- (2) 県に対して入院患者や病床に関する情報等を、G-MISにより報告を行うこと。
- (3) 県の入院調整による要請に応じること。ただし、特段の事情がある場合は、この限りでない。
- (4) 病床確保料の一部については、新型コロナウイルス感染症患者等の対応を行う医療従事者に対して処遇改善を行うために用いること。

## 7 補助対象経費

- (1) 補助対象となる病床については、県が新型コロナウイルス感染症患者等の受入病床（以下「稼働病床」という。）として、病床確保を要請した病床に限る。なお、当該病床には、専用病棟化のために休止とした病床（以下「休止病床」という。）も含むものとし、その範囲についてはあらかじめ県と調整の上決定するものとする。
- (2) 稼働病床及び休止病床については、8に定める病床確保料を適用する。
- (3) 医療機関が既に廃止された病棟などを新型コロナウイルス感染症患者専用の病棟に再整備して新型コロナウイルス感染症患者専用の病床を確保した場合等にあつては、廃止されていた病棟の病床のうち、新型コロナウイルス感染症患者専用の病棟の稼働病床及び休止病床として県から指定された病床のみが補助対象となる。

## 8 補助上限額

稼働病床については、当該病床にかかる診療報酬の区分に準じた病床確保料を、休止病床については、当該病床を休止する前の診療報酬の区分に準じた病床確保料を適用することとし、その上限額は別表1のとおりとする。なお、休止病床については即応病床1床あたり休床1床まで（ICU・HCU病床は休床2床まで）を補助の上限とする。

ICU・HCU病床ではない即応病床について、多床室を即応病床とする場合であつて、構造上の理由により個室化することが困難である特別な事情があると認められる場合には、病床確保料の対象となる休止病床を2床とすることが可能である（ただし、令和5年2月末までに確保された即応病床であつて、当該即応病床に係る休止病床数を2床以上（病床確保料の補助対象は2床まで）としていた場合に限った取扱とする。）。

- 9 補助率 10/10以内。ただし、予算の範囲内で知事が認める額。

## 10 補助事業の申請

本事業補助金の交付を受けようとするものは、事業実施計画を作成し、補助の申請に

際して、当該計画を知事に提出しなければならない。

## 11 提出書類

事業実施計画には、実施要綱に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

- ・積算内訳書
- ・空床数計算シート
- ・病床稼働状況がわかる資料
- ・別に定める処遇改善に関する計画書
- ・その他参考となる書類

## 12 問い合わせ先

長崎県医療政策課 医療企画班 TEL 095-895-2462

メール [s040308@pref.nagasaki.lg.jp](mailto:s040308@pref.nagasaki.lg.jp)

## 附則

(適用期日)

- 1 この要領は令和5年5月8日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要領は適用日以後の稼働病床及び休止病床における補助金の交付申請に係るものについて適用し、適用日前の稼働病床及び休止病床における当該申請に係るものについては従前の例による。

## 別表1

1 医療機関	2 病床の状況	3 区分	4 補助上限額
重点医療機関である特定機能病院等	稼働病床	ICU	1床当たり218,000円/日
		HCU	1床当たり106,000円/日
		上記以外の病床	1床当たり37,000円/日
	休止病床	ICU	1床当たり218,000円/日
		HCU	1床当たり106,000円/日
		療養病床	1床当たり16,000円/日
		上記以外の病床	1床当たり37,000円/日
重点医療機関である一般病院	稼働病床	ICU	1床当たり151,000円/日
		HCU	1床当たり106,000円/日

		療養病床 ( )	1床当たり 16,000 円 / 日
		上記以外の病床	1床当たり 36,000 円 / 日
	休止病床	ICU	1床当たり 151,000 円 / 日
		HCU	1床当たり 106,000 円 / 日
		療養病床	1床当たり 16,000 円 / 日
		上記以外の病床	1床当たり 36,000 円 / 日

- ( 1 ) 特定機能病院等とは、特定機能病院及び特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関とする。
- ( 2 ) 特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関は、具体的には、体外式膜型人工肺による治療を行う患者が延べ3人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある医療機関とする。
- ( ) みなし重点医療機関のみを対象とする。